

公益財団法人山梨県青少年協会

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人山梨県青少年協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造性を育み、心身ともに健全な青少年育成を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年のための活動、研修、交流の場の提供事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、山梨県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表 1 の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項第1号のイからニに該当する者は、評議員となることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総

数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第12条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び活動計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 5 前4項の規程にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人の1人以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項第1号のイからニに該当する者は、理事又は監事となることができない。

3 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（次項で「認定法施行令」という。）第4条各号に掲げる特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他認定法施行令第5条各号に掲げる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 前項の理事は、毎事業年度において、4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会及び評議員会並びに重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役の設置)

第27条 この法人に、任意の機関として相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 重要な使用人の選任及び解任

2 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかが評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

（招集）

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会が定めた順位による理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し書面をもって通知を発しなければならない。

（議長）

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第2項により招集された理事会にあってはその理事会を招集した理事がこれにあたる。

（決議）

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

（解散）

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日か

ら1箇月以内に、山梨県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、山梨県に贈与するものとする。

第9章 事務局及び施設

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局及び施設を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。
- 3 施設には、施設長及び所要の施設職員を置く。
- 4 事務局長及び施設長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 5 事務局員及び施設職員は理事長が任免する。
- 6 事務局及び施設の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第40条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 補則

(委任)

第41条 この定款の施行について定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は内藤いづみとする。

4 この法人の最初の専務理事 1 名を小林貞夫、常務理事 1 名を長山勝典とする。

5 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

上笹 純夫、功刀 たつ美、小林 貞夫、田中 甲子男、内藤 いづみ、長山 勝典
長谷川 義高、古屋 文子、山岸 一芳、山中 泉、横森 梨枝子

監事

磯部 芳彦

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大澤 英二、齋藤 脩、佐藤 安紀、土屋 直、中村 康則、依田 茂己、渡邊 一彦、
渡辺 恭史

附則 この定款は、令和元年 6 月 1 1 日から施行する。

附則 この定款は、令和 5 年 6 月 2 2 日から施行する。

附則 この定款は、令和 6 年 6 月 2 1 日から施行する。

附則

1 この定款は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

2 第 8 条第 1 項及び第 1 4 条第 1 項の書類は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までに開始する事業年度
までは、なお従前の例によることができる。

3 代表理事は、附則 2 の規定により第 8 条第 1 項及び第 1 4 条第 1 項の書類を作成する場合、
改正前の定款第 9 条に定める公益目的取得財産残額を算定し、第 8 条第 2 項第 4 号の書類に記
載するものとする。

附則 この定款は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第 5 条関係)

財産種別	場所・物量等
国 債	5 1, 0 0 0, 0 0 0 円